

令和８年度 第４回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和８年６月８日（月）１３時３０分～１５時１４分
開催場所	横浜市役所１８階 なみき９・１０・１１・１２会議室
出席委員	奥委員（会長）、中西委員（副会長）、稲森委員、大島委員、菊本委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、藤倉委員、山口委員
欠席委員	稲垣委員、上野委員、片谷委員、酒井委員、横田委員
開催形態	公開（傍聴者 ２人）
議 題	１ 家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 第２分類事業判定届出書について ２ （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書について
決定事項	令和８年度第３回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事 １ 令和８年度第３回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。 ２ 議題 （１）家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 第２分類事業判定届出書について ア 諮問 イ 第２分類事業に係る判定手続等について事務局が説明した。 質疑 特になし ウ 第２分類事業判定届出書の概要について事業者が説明した。 エ 質疑 【奥 会 長】 御説明どうもありがとうございました。 それでは、ただいまの説明について、委員の方から御質問や御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。 配慮事項に、これまでの御意見、御指摘を踏まえて追加していただいた項目もございます。マイクロプラスチック対策も追加していただいていたかと思います。 田中修三委員、お願いいたします。 【田中修三委員】 スライド１６ページを見せていただけますか。マイクロプラスチック対策として、このように追加していただきどうもありがとうございます。 これに関連して、排水中のマイクロプラスチックについてはこのような対応を取るということで分かりますが、仮に加圧浮上設備でマイクロプラスチックもある程度除去されるという場合、加圧浮上設備から（マイクロプラスチックが）汚泥へ移行することになります。その汚泥は脱水した後、場外搬出すると書いてあったのですが、具体的には汚泥の処理についてはどのようにされるのでしょうか。 【奥 会 長】 御回答をお願いします。 【事 業 者】 汚泥は焼却（処理）に回します。サーマルリサイクルです。 【田中修三委員】 そうですか。公共の汚泥処理施設ですか。それとも自社の（汚泥処理施設）ですか。 【事 業 者】 公共ではないです。民間（他社での焼却）です。	

- 【田中修三委員】 民間の汚泥焼却炉ですか。焼却ということであれば、汚泥中に移行したマイクロプラスチックも焼却されるので問題ないと思います。分かりました。
- 本事業に関する以前の審査会の時も申し上げましたが、加圧浮上設備によってどの程度のマイクロプラスチックが除去されるかは、データがあまりないので現時点で分からないのですが、何か情報は入手されましたでしょうか。
- 以前、やり取りをしている中で、本事業ではケミカルリサイクルではなくてマテリアルリサイクルなので、あまりマイクロプラスチックの生成がないのではないかという内容の御回答がありました。これは逆で、マテリアルリサイクルには必ず機械的な破碎工程が入ってきます。この破碎工程でマイクロプラスチックが非意図的に生成されるということが分かってきています。したがって、本事業はマテリアルリサイクルですので、破碎工程で出る可能性はあると私は考えております。その辺について、事前の情報はどの程度得られているのでしょうか。
- 【奥会長】 お答えをお願いいたします。
- 【事業者】 現状、破碎によって発生するマイクロプラスチックがどの程度の大きさ、ミリ単位なのか、マイクロメートル単位になるのか、その辺りの情報が不足しています。事前になかなか情報収集は進んではいません。
- 加圧浮上設備では、ミリメートル以下のマイクロメートルの物、いわゆるSS（浮遊物質）として測定される物については、ほぼ100%近く除去できると考えております。仮に問題があるとする、それよりも小さいサイズ、ナノサイズといった微粒子のプラスチックになると思いますが、それが破碎によって発生するのかというところは、現状データが不足しています。
- 【田中修三委員】 今日の時点では、施設を稼働後に実態を把握した上で適切に対処するというので、そうならざるを得ないという気がします。情報は施設稼働以前にも十分に収集していただきたいです。国内の調査結果はあまりありませんが、海外の調査結果は結構あります。かなり桁違いの濃度のものが調査結果にも出ております。その辺は十分把握した上で、実際には施設稼働後に調査して、その結果に基づいてろ過設備等を導入するなどの対応をしていくということにならざるを得ないかもしれませんが、事前調査は十分にやっていただきたいと思います。以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。
- ただいまの御助言ですけれども、こちらに対してはいかがですか。
- 【事業者】 十分勉強させてもらいながら、それに対応できるようにもう1回検討したいと思います。
- 【奥会長】 ありがとうございます。以前の審議でもありましたけれども、是非モデルケースとなるような最先端のマイクロプラスチック対策を御検討いただければということかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 田中修三委員、お願いいたします。
- 【田中修三委員】 追加で、加圧浮上設備で処理した後の排水は公共下水道に放流することですが、ここの下水処理場は西部水再生センターですか。
- 【奥会長】 お分かりになりますか。
- 【事業者】 現時点では分からないので、この後確認をしたいと思います。

- 【田中修三委員】 調べた範囲では、泉区のほとんどが西部水再生センターのようです。この西部水再生センターの施設を見ますと、標準活性汚泥法です。沈殿池と活性汚泥処理があって、最終沈殿池があるという一番基本的な施設で、ろ過あるいは膜ろ過とか、そういった施設は付いていないのです。したがって、この排水を下水道に流した場合、仮にその排水にある程度のマイクロプラスチックが入っているとすると、下水処理場で除去されるということはあまり期待できないかもしれないです。そうすると、処理水に入っていく、あるいは活性汚泥に蓄積することも十分あり得ます。排出先の下水処理場がそういったことに対応してない施設である可能性があります。その辺も含めて、公共下水道に排除基準がないから何でも排出して良いということではございませんので、そこは十分御考慮していただきたいと思います。以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。
- 【事業者】 よろしいでしょうか、事業者の方。
- 【事業者】 ありがとうございます。
- 【奥会長】 御検討をお願いいたします。他はいかがでしょうか。
- 【山口委員】 山口委員、お願いいたします。
- 【山口委員】 御説明ありがとうございます。
- 太陽光パネルを載せる計画で、(電力を)一部賄っていくということですから、稼働が24時間なので、太陽光パネルのみの検討になるのかということが一つと、夜間帯の電力消費をどのくらい見込んでいるのかについての検討をされていますか。それから、工場棟が面積としては大きいので、この屋上部分のどの程度に太陽光パネルを載せる所として活用しようとしているのか、検討の程度をお伺いしたいです。その一部が何割くらいとか、その辺りの状況を教えていただければと思いました。
- 【事業者】 太陽光パネルは、工場棟屋根の全面に設置する予定でおりまして、排気筒とその他の施設を外すと、大体屋根面積全体の80%くらいに太陽光パネルを設置いたします。発電量としましては、時間当たり400kWくらいの計画でおりまして、年間では40万kW程度の電力需要をこの太陽光発電で賄いたいと考えております。
- 【山口委員】 夜間に使う方は大体どのくらいですか。
- 【事業者】 夜間ですね。太陽光発電からの蓄電についてはまだ検討していない段階ですので、そこについてはこれから検討していきたいと思います。
- 【山口委員】 分かりました。そうだとすると、やはり資料の中にその文言が入っていた方が良いです。24時間稼働であれば夜間についても記載いただければと思いました。
- 【事業者】 ありがとうございます。
- 【奥会長】 よろしいですか、山口委員。
- 【山口委員】 はい、ありがとうございます。
- 【奥会長】 ありがとうございます。
- 他はいかがですか。挙手されている方はいらっしゃらないようですけども、大丈夫でしょうか。
- それでは、私から。騒音・振動のところですけども、すぐ近くに高校がありまして、24時間稼働で、日中も当然施設を稼働するわけです。スライド25ページにあるように、規制遵守はそのとおりかと思います。

が、あと「設備機器は、屋内に配置します」、「防音壁を設置します」、「必要に応じて設備への防音対策を実施します」とあります。これで大体どれくらいのレベルに騒音が抑えられることになりますか。アセス（環境影響評価）に入っているわけではないですが、現時点での予測、想定があれば教えていただきたいところです。いかがでしょうか。

【事業者】 騒音についてお答えいたします。当初、この施設はシステム建築という簡易な鉄骨造で計画しており、外壁が鉄板張りでございました。その状況ですと、どうしても騒音レベルを下げることはできないので、今回の計画では破碎機周辺の発生源の囲いと、外壁についてはALC板（軽量気泡コンクリート）を設置します。ただそれでも騒音レベルの低減ができなかったもので、建物の内部に簡易式の壁をつけまして、さらに空気層を設けるという形で音の伝搬を低減します。現状では、計算上は敷地境界で45デシベルという数値を達成することになっております。

【奥会長】 分かりました。そこまで具体的に御検討いただいているということで、安心いたしました。ここの記述からは、そこまでの詳細は分かりませんでしたので、ありがとうございます。

他はいかがでしょう。どうぞ、菊本委員。

【菊本委員】 （スライド）16 ページのマイクロプラスチックの項目で、この記述がよく分からないのもう一度お伺いしたいです。実態を把握するとなっているのですが、具体的に何を測定するのか、どのくらいの頻度で何回くらい測定して確認しようと思っているのかということをお伺いしたいです。その結果をもって、どのような基準で対策をするか。判断基準がないと対策を検討するだけになるので、具体的にこういった基準で対策を取る、取らないの判断をされるのか、それも教えてください。

【奥会長】 お願いいたします。

【事業者】 水処理を担当しておりますエイブル株式会社です。まず測定方法に関しましては、マイクロプラスチックの定義そのものも確定していない状況ですので、微粒子を排水中のSSという項目でまずは評価したいと考えております。マイクロプラスチックでない物を含めて微粒子そのものの量が非常に少ないのであれば、マイクロプラスチックに関しても少ないと想定されるので、そのような評価を考えています。その上で一定の量があるということであれば、その微粒子中のマイクロプラスチックの比率を何らかの方法で測定して量を把握したいと考えています。

頻度等に関しては、数回測定をして問題がないというレベルであれば、回数は減らしますが、一定のマイクロプラスチックが検出される場合には、その時点で検討していきたいと考えています。

具体的に、現状法的な規制がない中でどの数値を管理項目とするかについては、行政と御相談という形になるかと考えております。

【菊本委員】 ありがとうございます。規制が具体的に示されていないので、事業者には具体的なものを明確に求めるということはなかなか難しいところだとは思いますが、今の記述の仕方だと何を、誰がどう判断するかということが明確ではありません。やはり本当に御対応いただけるのか、正直分からないところにはなっているかと思います。規制がない、基準がないというところは難しいと思いますが、具体的にこういった計測をするとか、あるいは横浜市なり、関係部署ときちんと相

談しながら進めていくとか、その辺りの記述を可能な範囲でしていただけると、周辺の住民の方や市民も安心かと思いました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

【事業者】 すみません、今のお話で補足です。

【奥会長】 どうぞ。

【事業者】 今回の計画で、前回同じような御指摘を受けたので、管理施設の中に検査室のようなものを設置いたしまして、現地でマイクロプラスチックの追跡をしていきたいと考えています。結果については、今後行政からいろいろな数値が出てくるものと想定しておりますので、その数値に対して即対応できるように、まず検査室で実態把握ということで検討しております。

【菊本委員】 分かりました。そういった説明と、今後数値目標なり、基準なりが追加された時にはそれに対して適切に対応するという情報を情報として出していただけると良いかと思います。以上です。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 関連かと思います。田中修三委員、お願いいたします。

【田中修三委員】 環境省が「河川・湖沼マイクロプラスチック調査ガイドライン」を出していますので、排水中というわけではないのですが、大分参考になると思います。是非、参考にしてください。

それから、横浜市にお願いしたいです。横浜市の環境アセスメント部署が下水道関連部署と密に連携をとって、常に水再生センター（下水処理場）への流入水中のマイクロプラスチックの量を把握しておく必要があるかと思います。以前、横浜市でも調査されたことがあるようですが、私が少し調べた感じでは、2箇所の水再生センターで、水再生センターへの流入水のマイクロプラスチックの量が結構高かったという結果も得られています。その辺も含めて、十分注意をして、監視していただきたいと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。市の方からお答えをお願いいたします。要望ですけれども、所管課にお伝えいただくということかと思います。

【事務局】 下水のマイクロプラスチックに関しましては、申し訳ありませんが、測定をしているかは分からない部分があります。関係課に伝えたいと思います。

【奥会長】 お願いいたします。

田中修三委員、よろしいですか。

【田中修三委員】 結構でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。挙手されている方はいらっしゃらないようですね。他にないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとなります。よろしいでしょうか。

それでは、事業者の皆様どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

（事業者退出）

オ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。追加の御質問や御意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいようでしたら、事務局の方から確認事項はございますか。

【事務局】 事務局といたしましては、補足説明が必要な事項はないと考えておりますが、いかがでしょうか。

【奥会長】 どうでしょうか。何か補足説明を求める事項はございますでしょうか。今日、御指摘いただいた内容については、御回答をいただいたかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、事業者から補足説明が必要な事項はないということでよろしければ、次回は答申となりますので、答申の方向性についての審議に入りたいと思います。

事業者からは総じて、本事業による相当程度の環境影響を及ぼすおそれがないという説明がございました。それを受けて審議いたしました。委員の皆様に変更して確認いたしますが、「相当程度の影響を及ぼすおそれはない」という結論でよろしいでしょうか。（事務局資料「第2分類事業に係る判定手続等について」の3ページ「判定に至るまでの流れ」を投影）すぐ近くに高校が存在しているので「環境影響を受けやすいと認められる対象」は存在していますが、「環境影響については相当程度の環境影響を及ぼすおそれ」があるかどうか、こちらを判断いただきたいということになります。「相当程度」と言えるような環境影響はないという結論でよろしいでしょうか。そうしますと「アセス手続不要」となり、ここで手続は終了ということになります。方法書以降の手続には進まないこととなりますが、よろしいでしょうか。これまで御指摘いただき、特にマイクロプラスチック対策、山口委員から御質問がありましたエネルギー源としての太陽光発電をどの程度設置するか、蓄電も考えるということでしたので、そういった対策は確認できたと思えます。よろしいですか、第2分類事業の判定で方法書以降の手続には進まないということ

【委員一同】 （賛同の様子）

【奥会長】 御異論はないようなので、それでは、事務局はその方向で答申案の作成をお願いします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 記述を詳細にさせていただくと良いのではないかと御指摘もいくつかございました。こちらにつきましては、届出がすでに出されていて、補足説明は求めないということで、文書として追加で出されることは手続上ないということになりますか。

【事務局】 この後、配慮市長意見見解書の提出がございますので、そちらに反映していただく形になります。

【奥会長】 分かりました。今日の御指摘に対する回答内容につきましては、配慮市長意見見解書に記載いただけるのではないかと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本件に対する審議は終了といたします。

(2) (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 ただいまの説明について、御意見や御質問はありますでしょうか。
田中修三委員どうぞ。

【田中修三委員】 (指摘事項等一覧の) 15 ページの (No.) 6-3-2 の2つ目の段落で、
「説明会で PFAS について飲料水以外の基準がないと事業者が回答していますが、公共用水域についても指針値としてはあります。水道水の暫定目標値と、同じレベルの公共施設に対する指針値です。」と書いてあるのですが、会議録の確認のときに気が付かなかったのですが、「公共施設」に対する指針値ではなくて、「公共用水域」に対する指針値です。

次に事業者が資料の説明をされると思うのですが、同じような文章が書いてあります。「公共施設」に対する指針値と書かれている部分は「公共施設」ではなく「公共用水域」です。

【奥会長】 そうですね。(指摘事項等一覧の) 修正をお願いいたします。
会議録も同じように書いてあるのですか。

【田中修三委員】 会議録も同じように書いてあります。

【奥会長】 修正が必要ですね。

【事務局】 事務局で確認して修正させていただきます。

【奥会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
水道水も暫定目標値ではなくなりましたよね。

【田中修三委員】 4月1日からは水質基準です。

【奥会長】 このときは上(の段落)で(4月1日から)水質基準になりますと言っているの、それでいいのですね。

【田中修三委員】 3月の審査会なので、暫定目標値のときです。

【奥会長】 このときはそうですね、分かりました。「公共施設」のところを「公共用水域」に修正をするということで、そこは他の部分も該当箇所がありましたら、修正をお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

ウ 補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、委員の方から御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

大島委員、お願いいたします。

【大島委員】 公共交通機関について質問をさせていただいたものです。具体的な本数まで記載していただいて、よく分かりました。これで結構です。ありがとうございます。

ただ御承知の通り、バスに関しては運転手の不足ということで本数が減少傾向になっておりますので、引き続き動向については注目していただければと思います。

私からは以上です。

- 【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがですか。
PFAS（ピーファス）関連の部分はいかがでしょうか。田中修三委員、何かございますか。
- 【田中修三委員】 市民からの質問は、相沢川で有志の方が調査されて、PFAS が検出されたという情報がありまして、さらに市議の方が横浜市に要請書を出したということなのですが、それに対して、部署が違うかもしれませんが、横浜市はどのような対応をしているのですか。
- 【奥会長】 お答えをお願いいたします。
- 【事務局】 事務局でございます。（対象事業実施区域及びその周辺に相沢川は含まれておりませんが、）横浜市の対応ですが、基本的に水道水の PFOS（ピーフォス）及び PFOA（ピーフォア）に関しては、（水質基準）50ng/L（ナノグラムパーリットル）が検出されたことはないということで、飲み水に関しては問題ありませんと（担当部署から公表）されております。
公共用水域につきましては、18 箇所程度定点調査を行っているかと思えます。3 年程度で定点調査を巡回して行っていくということで、個々の案件については、PFOS 及び PFOA の測定はしていない状況と（担当部署から）聞いております。
- 【田中修三委員】 相沢川について、調査をする予定もないということですね。
- 【事務局】 今のところ、そう聞いております。
- 【田中修三委員】 この審査会とは直接は関係ないかもしれませんが、市民の方の心配な気持ちも分かるので、本当は何らかの対応をされた方がいいのではないかと思います。
- 【奥会長】 ありがとうございます。この案件とは直接関係はないのですけれども、そちらは横浜市で対応されるかと思えます。
他はいかがですか。本日の補足資料に限らず、準備書全般について、御意見や御質問がありましたらお願いしたいと思います。
令和 7 年度第 17 回の審査会で補足説明がありました、補足資料 11「廃棄物の予測に使用した再資源化率について」と、補足資料 12「悪臭の状況に関する記載について」で、その時御欠席されておりました藤倉委員から、本日追加の御質問、御意見をいただけるということです。
今、挙手をしていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 【藤倉委員】 廃棄物の予測に使用した再資源化率で、結論として一部修正をしていただきました。補足資料 11 の 34 ページの表 11-1(2)で、赤字のように修正をされるとのことですが、準備書でいうと（6.4-23 ページの）表 6.4.15 を修正することになると思います。元々この表 6.4.15 は、準備書 6.4-6 ページの表 6.4.2 の再資源化率に合わせていると思います。表 6.4.2 は国土交通省の「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」の神奈川県の数値を抜粋したもので、（表 6.4.15 の数値は）そこからリサイクル率を持って来まして、とされています。前回（表 6.4.15 の数値が）表 6.4.2 と違いますと申し上げたので、赤字で修正をしていただいたと思います。その時に指摘したのは「廃プラスチック」ですが、「紙くず」と「その他」と「混合廃棄物」も今回修正をされています。これが正しい数値なのであればそれで結構ですが、表 6.4.15 の引用元になっている表 6.4.2 には、「その他」と「混合廃棄物」は出てこないのです。「その他」

の数字と「混合廃棄物」の数字がどこから出てきたのか、準備書を見ただけでは分からないし、この表 6.4.15 の下に「③その他」として、神奈川県を「平成 24 年度（建設副産物実態調査結果）」から取ってきましてとなっていますが、「混合廃棄物」の出典は分からないし、「その他」の出典もなぜ（平成）30 年ではなく（平成）24 年なのかが分かりません。

なぜ「その他」と「混合廃棄物」の出典について強く言うのかというと、特に「混合廃棄物」は、見ていただいたとおり、リサイクル率が 53.5%や 76.8%と非常に低く、これが廃棄物の発生量にもものすごく影響を与える大きな要因になるのです。今回修正されていますが、この「混合廃棄物」を一体どこから引用してきて、表 6.4.2 や表 6.4.3 など準備書の中で元々のデータが出ていところとの関係がどうなっているのかを併せて明らかにしないと、これだけ持ってこられても、準備書として完結していません。これは強く指摘をしたいと思います。

さらに、この表 6.4.2 に元々のリサイクル率が書いてあるのですが、そこに「その他」や「混合廃棄物」の元データを記載していただくべきではないかと思います。これが補足資料 11 の表 11-4(2)にも同じような話が出てくるので、表 11-4(2)も準備書の中で根拠を明確にして、かつ準備書の中に出てくるリサイクル率の表と整合性を持つような形に是非していただきたいと思います。これが 1 つ目です。

もう 1 つは、補足資料 11 の 35 ページの表 11-2(2)です。そこに「RC 造」の欄がありますが、「RC 造」の欄の「混合廃棄物」と「アスファルト・コンクリート塊」の数字が変わっています。これは指摘とは別に、補足資料で変えられていますが、これはなぜ変えたのか、準備書が間違っていたということなのか、その理由をお伺いしていません。逆に言うと、修正される前の準備書のこの表 11-2(1)に「発生量①」の欄がありますが、「（非木造計）の「混合廃棄物」の）96.7 が変わらずに、「RC 造」の（「混合廃棄物」の）欄だけ数字が変わっていて、意図的に「混合廃棄物」を減らしてリサイクル率が 100%の「アスファルト・コンクリート塊」を増やしたとも見えます。この部分は審査会の資料としても残りますから、なぜ修正されたのか、きちんと資料として説明をしていただきたいと思います。これが補足資料 11 へのコメントです。

【奥会長】 補足資料 11 で、事業者の方から御回答があればお願いします。

【事業者】 コンサルタントから回答します。

【奥会長】 お願いします。

【事業者】 御意見を 2 点いただきました。1 つ目、表 11 - 1 及び表 11 - 4 につきまして、こちらは説明資料の中で、もう少し根拠を明確にして、改めて正確な記載をさせていただければと思っております。

2 つ目の表 11 - 2 の RC 造のところは、御意見をいただいて修正をしましたが、他のところの集計を確認した際に、一部の集計について、準備書上での集計が少し違っていたところがありましたので、正しい数字を入れたのですが、委員の御指摘のとおり、見解の中で記載をするべきだったのですが、記載が漏れておりました。こちらにつきまして、修正をした理由と修正した旨を、見解の中で記載をさせていただきたいと思います。

- 【奥会長】 藤倉委員、いかがでしょうか。
- 【藤倉委員】 確認ですが、表 11 - 1(2)と表 11 - 4(2)に関連して、準備書の表 6.4.2 なり、補足資料 11 の元の表の表 6.4.15 の出典を明確にして、補足資料 11 を修正していただけたという理解でよろしいですか。それとあわせて今の「RC 造」の修正についても、事業者見解を修正して、補足資料 11 が修正されてもう一度出てくるという理解でよろしいでしょうか。
- 【事業者】 そのとおりで結構です。
- 【藤倉委員】 分かりました。
- 【奥会長】 そちらはまた出し直していただくということですね。
では、補足資料 12（についての御意見・御質問）をお願いします。
- 【藤倉委員】 補足資料 12 は、1 月の審査会での私の意見が少し不十分だったことに気が付きました。最初に私が指摘したかったのは、文章として「悪臭防止法施行令に指定される事業所」と読めるのではないかという趣旨で、適当ではないと指摘をしました。それに対して、若干ですけれども文章の修正をしていただいたところです。今このように書かれていますが、実は文章上の問題以上に、悪臭を発生させる事業場についての理解が違うのではないかと今回気が付いたのです。これは追加の意見になるかもしれないですが、申し上げたいと思います。
- 1 つは、特定悪臭物質というのは、硫化水素やアンモニア、あるいは煙の中の焦げ臭の成分など、何か悪臭を出すような行為があれば出てくるものです。（補足資料 12 の）「特定悪臭物質を排出する工場その他の事業場は対象事業実施区域にはありません」という表現はそもそもおかしいです。公園や墓園自体がまず事業場であって、墓園の中で、例えば「落ち葉を集めたが、その管理が不適當で、何か嫌なにおいがする」となったら、それは特定悪臭物質を排出する恐れのある事業場にもなります。原料として買ってきて使う化学物質とは違って、悪臭物質というのは、全ての事業活動において排出する可能性はいつでも十分あり、この表現自体がまず不適當だという点は指摘をしたいと思います。
- また、この場所が悪臭防止法の規制地域には恐らくならないのですが、環境アセスメントとして状況を説明する場所ですので、今回整備する公園、あるいは墓園も、事業場になるという趣旨は入れてはいかがかという感じがします。
- さらに、悪臭の状況ですので、周りにこれまで悪臭に対する苦情があったかどうかという方が、本当は状況としては適切なのではないかと考えておりますので、悪臭の状況自体の表現を全体的に見直していただいてはいかがかと考えております。
- 意見は以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。今の御指摘に対して御回答はございますか。
- 【事業者】 今の委員から御指摘いただいた表現、考え方を踏まえて一旦持ち帰りまして、追加説明資料の表現について見直した形で、次回以降御説明したいと考えておりますが、いかがでしょうか。
- 【奥会長】 それでよろしいですか、藤倉委員。
- 【藤倉委員】 補足説明資料 12 も、もう一度御検討いただいて修正をいただくことで承知しました。ありがとうございます。
- 【奥会長】 ありがとうございます。それでは補足資料 11 と 12、いずれも修正内容

をまた御検討いただいて、次回以降の審査会で御説明いただくということをお願いいたします。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

まだ本件につきましては、指摘事項に対しての補足説明がいくつか残っておりますので、引き続き御対応を事業者の方をお願いしたいと思います。

【事務局】 事務局でございます。よろしいでしょうか。

【奥会長】 どうぞ。

【事務局】 先ほど、田中修三委員から PFAS について横浜市の対応ということで、御質問がありましたが、回答を訂正させていただきたいと思います。

横浜市内で公共用水域 18 地点とお答えさせていただいたのですが、市内では河川 11 地点、地下水 18 地点の調査を令和 5 年から 7 年度まで実施して、全地点で指針値 50ng/L を下回っていたという結果が出ておりました。

以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

オ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。追加で御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

本件は次回以降も審議継続ということになります。

本日の審議内容につきましては後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

また、YouTube におけるオンラインの配信も終了いたします。

(傍聴者退出)

- 資 料
- ・家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画が環境に及ぼす影響について（諮問） 事務局資料
 - ・家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 計画段階配慮書 手続及び第 2 分類事業に係る判定手続について 事務局資料
 - ・家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 第 2 分類事業判定届出書の概要 事業者資料
 - ・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料